



地識くん

認定登記基準点の歴史 基本三角点等への道

1

街区基準点の整備

平成16年から平成18年にかけて地籍の整備の推進を目的として、DID地区で街区基準点の整備が行われました。



2

基本三角点等に基づく測量

地積測量図には基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録することが原則
(平成17年3月7日施行の不動産登記規則77条1項7号)



3

有志の調査士による「登記基準点」

- 以前から有志の土地家屋調査士により測量法に定められた基準点測量に基づく基準点が設置
- 既存の登記基準点8000点以上（平成18年日調連調べ）



4

法務省自前で基準点認定できる制度が欲しい

- 土地家屋調査士が設置した登記基準点を、法務省が自前で公共基準点と同等のものであると認定したい
- 公共基準点の密度が薄い地域や、公共基準点が整備されていない地域に設置されている登記基準点を活用したい



5

国交省が要求する必要な要件

1. ある程度の範囲についての統一的な再測量計画の策定
2. 法務局・地方法務局への事前協議を行った上での測量作業規程の策定
3. 第三者による検定結果の法務省への報告



6

- 平成19年8月13日 登記基準点PT開催に関する事前打合せ
- 平成19年8月22日 第1回登記基準点評価委員会設立準備委員会事前会議
- 平成19年9月11日 第1回登記基準点評価委員会設立準備委員会
第1回登記基準点PT会議
- 平成19年10月4～5日 第1回日調連技術センター・データセンター合同会議
- 平成19年10月10日 第2回登記基準点PT会議
- 平成19年11月8日 岩手会登記基準点視察(日本測量協会測量技術センター)
- 平成19年11月14日 第2回日調連技術センター・データセンター合同会議
- 平成19年12月3日 第2回登記基準点評価委員会設立準備委員会
- 平成19年12月21日 第1回登記基準点評価委員会
- 平成20年2月1日 埼玉会越谷支部登記基準点視察及び検定打合せ
- 平成20年2月15日 日本測量協会測量技術センターとの検定に関する打合せ
- 平成20年3～5月 規程案に基づく法務省民事局民事第二課・国土交通省土地・水資源局国土調査課との協議
- 平成20年6月5日 登記基準点有識者協議会において規程案等承認
- 平成20年6月6日 「登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うこと
について」の照会(日調連発第62号)
- 平成20年6月12日 法務省民事局長回答(民二第1669号)
- 平成20年7月10日 日調連理事会において規程等承認

7

登記基準点認定手続の検討

- 登記基準点測量作業規程
- 登記基準点測量作業規程運用基準
- 登記基準点評価委員会および登記基準点有識者協議会
の設置



8

登記基準点評価委員会による各種規定の策定

- 日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程
- 日本土地家屋調査士会連合会登記基準点有識者協議会規程
- 登記基準点認定規程
- 登記基準点測量作業規程
- 登記基準点測量作業規程運用基準
- 登記基準点測量作業規程運用基準別表



9

基本三角点等として取り扱われる



法務省民二第1669号
平成20年6月12日

日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武 殿

法務省民事局長 倉吉 敬



登記基準点を不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて（回答）
平成20年6月6日付け日調連発第62号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。
なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。



10

ダイジェスト



1. 平成16年から街区基準点の整備
2. 平成17年施行不動産登記規則により原則公共座標に基づく測量
3. 以前から有志の調査士による「登記基準点」が設置されていた
4. 法務省独自で「登記基準点」を公共基準点同様に認定したい
5. 協議をかさね登記基準点に関する各種規程等を策定
6. 登記基準点評価委員会が誕生
7. 平成20年ついに登記基準点が基本三角点等として取り扱われる。